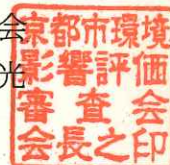


答 申 書

平成26年12月10日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 池田 有光



平成26年11月6日付け環環管第25号をもって諮問のありました「横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 地下水の水質及び水位

事業計画地の一部には、埋設廃棄物が存在していることが明らかにされているが、杭の打設により、廃棄物層内の保有水が遮水層下層へ漏れ出すことのないよう、漏出対策に万全を期すこと。

3 地盤及び土壌

地盤沈下の進行により、杭にかかる荷重が増加することを想定した設計を行うこと。

4 廃棄物等

事業の実施に当たっては、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに則って、適切な対応を取ること。また、今後実施する調査において、配慮書案の検討段階では把握していなかった新たな環境影響が判明した場合には、適切な対策を行うこと。

5 その他

ビオトープの拠点としての機能を維持するため、生物多様性保全の観点からの緑地の整備等を行うこと。